

令和2年度の入札制度の見直し に係る事業者説明会資料

令和2年1月31日

下関市総務部契約課

説 明 会 次 第

1 開 会

2 総務部契約課説明

令和2年度の入札制度の見直しについて

- ・ 建設工事登録業者の等級（ランク）付けについて
- ・ 建設工事総合評価方式における対象工事の拡大等について
- ・ 優良工事事業者表彰推薦入札の実施（試行）について
- ・ 災害復旧工事（応急復旧工事）工事成績評定点を平均成績評点数から除外することについて

3 閉 会

目 次

1. 建設工事登録業者の等級（ランク）付けについて・・・P4
2. 建設工事総合評価方式における対象工事の拡大等について・・・P6
3. 優良工事事業者表彰推薦入札の実施（試行）について・・・P7
4. 災害復旧工事（応急復旧工事）工事成績評定点を平均成績評点数から除外することについて・・・P8

1. 建設工事登録業者の等級（ランク）付けについて

（1）趣 旨

事業者ごとに事業の規模、能力に応じた工事を受注していただくことにより、建設業の健全な成長・発展、公共工事の品質の確保に寄与することを目的として、下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載されている事業者のうち、市内に本店を有する登録業者を「下関市建設工事競争入札参加者総合評点」に基づき、等級（ランク）付けします。

（2）内 容

「土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事」の4工種について、等級付けを行い、原則として、等級ごとに入札に参加できる対象工事（設計金額）を設定します。ただし、災害復旧工事等で入札参加者が見込めないものや緊急の工事、及び求める資格のある業者の数が少なくて適正な競争が見込めない工事などについては、例外とします。

等級区分は、「建設工事競争入札参加者総合評点」に基づき、5ページに記載のとおり区分します。（基準となる総合評点については、変更することがあります。）

なお、事業者の等級については、下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿の登録の更新申請等によって、総合評点を年度途中に変更する場合がありますため、複数年の固定をするものではありません。

【土木一式工事】

総合評点 (案)	等級
1000 点以上	A
1000 点未満 800 点以上	B
800 点未満 650 点以上	C
650 点未満	D

【建築一式工事】

総合評点 (案)	等級
950 点以上	A
950 点未満 750 点以上	B
750 点未満 600 点以上	C
600 点未満	D

【電気工事】

総合評点 (案)	等級
950 点以上	A
950 点未満 700 点以上	B
700 点未満	C

【管工事】

総合評点 (案)	等級
850 点以上	A
850 点未満 650 点以上	B
650 点未満	C

(3) 適用時期

令和2年5月1日

2. 建設工事総合評価方式における対象工事の拡大等について

(1) 趣 旨

一般競争入札で発注する設計金額5,000万円以上の全ての工事を総合評価方式の対象工事としていますが、更なる公共工事の品質確保、市内業者の技術力及び履行能力の向上を目的として、適用範囲を拡大します。

また、総合評価方式における評価項目のうち、必須項目である「配置技術者の能力及び担い手確保の取組」の「担い手確保の取組」に関して、選択項目とします。

(2) 内 容

ア 総合評価方式の対象とする工事について、原則として設計金額4,000万円以上の工事に改めます。

イ 評価項目の見直しについて、「配置技術者の能力及び担い手確保の取組」の「担い手確保の取組（若手技術者の雇用、女性技術者の雇用）」に関して、地域性や設計金額等を考慮して、評価項目としないことができるように「選択項目」とします。

(3) 適用対象工事

全ての工事

(4) 適用時期

令和2年4月1日

3. 優良工事事業者表彰推薦入札の実施（試行）について

(1) 趣 旨

災害復旧工事や難易度の高い工事などで、入札参加者がいないなど、入札不調が発生する案件が散見されるため、当該工事の発注に当たり、受注意欲を高めていただくことを目的として、優良工事事業者表彰対象事業者として推薦する優遇措置（インセンティブ）を付与する制度を試行的に導入します。

(2) 内 容

入札公告、仕様書等で、受注者を「優良工事事業者表彰[※]」の表彰対象事業者として推薦する工事であることを明示して入札を実施します。

なお、完成工事の内容が不良の場合は、表彰対象事業者として推薦しないことがあります。

(※) 「優良工事事業者表彰」とは、前年度に完成した請負代金額が500万円以上の工事で、工事成績が優秀な事業者、前年度に施工困難な工事等を施工したことにより市に貢献した事業者を表彰する制度であり、公共工事の品質の確保、市内事業者の技術力及び履行能力の向上に寄与することを目的として毎年1回実施している表彰制度

(3) 適用時期

令和2年4月1日

(優良工事事業者として表彰されるのは、令和3年度以降になります。)

4. 災害復旧工事（応急復旧工事）工事成績評定点を平均成績評点数から除外することについて

（1）趣 旨

工事の緊急度等に応じて、特定の災害復旧工事（応急復旧工事等）の完成検査成績点数を「下関市建設工事競争入札参加者総合評点」等の「工事成績評点」を算出する対象工事から除外します。

（2）内 容

災害復旧工事（応急復旧工事等）については、現場状況・工事内容など様々な要因から、完成検査成績点数が高くない状況があり、これにより「下関市建設工事競争入札参加者総合評点」が低くなるためなどにより、工事入札等が不調となる傾向があります。このような状況を改善し、積極的に受注していただき、早急に完成させなければならない工事については、「工事成績評点」を算出する対象工事から除外します。

（3）適用時期等

令和2年4月1日以降に発注の工事

（令和2年度発注・完成した工事の完成検査成績は、令和3年5月1日以降の「入札参加者総合評点」に反映されます。）